

# 2024年度国立大学法人総合研究大学院大学コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

2024年3月27日

統括管理責任者決定

研究費の不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な不正使用防止に対応するため、国立大学法人総合研究大学院大学における研究費等の不正防止体制に関する規程（平成20年4月1日法人規程第9号）（以下「規程」とする。）第7条の2及び第7条の3の規定に基づき、コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画を以下のとおり策定する。

## I. 実施体制

- |                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 統括管理責任者       | コンプライアンス教育並びに啓発活動実施計画の策定 |
| (2) コンプライアンス推進責任者 | コンプライアンス教育及び啓発活動実施責任者    |
| (3) 不正防止計画室       | コンプライアンス教育及び啓発活動の企画及び立案  |

## II. コンプライアンス教育実施計画

### (1) 実施目的

自身が取り扱う研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させる。

### (2) 実施対象

規程第2条第1号で規定する本学の教職員等の全員

### (3) 実施内容

- ・ 実施テーマ ① 総合研究大学院大学の研究費等不正防止に関する取組について  
② 公的研究費に係る不正事例について  
③ 理解度テスト
- ・ 実施時期 2024年11月
- ・ 実施方法 対面型セミナー
- ・ 実施会場 総合研究大学院大学葉山キャンパス

### (4) 実施報告

コンプライアンス教育実施担当部署は研修の受講状況、理解度テストの結果概要等について統括管理責任者に報告する。

### (5) コンプライアンス教育実施担当部署

2024年度コンプライアンス教育の実施担当部署は財務課とする。

### III. 啓発活動実施計画

#### (1) 実施目的

不正を起こさせない組織風土を形成するために、大学が構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る。

#### (2) 実施対象

規程第2条第1号で規定する本学の教職員等の全員

#### (3) 実施内容

| 実施テーマ                   | 実施時期     | 実施方法          |
|-------------------------|----------|---------------|
| 基本方針及び行動規範の周知徹底         | 2024年4月  | メールによる周知      |
| 研究費不正使用に関する意識調査         | 2024年7月  | Webアンケートによる調査 |
| 研究費不正使用に関する意識調査のフィードバック | 2024年10月 | メールによる周知      |
| コンプライアンス研修実施結果のフィードバック  | 2025年1月  | メールによる周知      |

上記のほか、研究費等不正使用防止の遵守事項をA4サイズ1枚程度にまとめた資料を作成し、本学のWebサイトに掲載する。(実施時期：2024年9月)

#### (4) 啓発活動実施担当部署

2024年度啓発活動の実施担当部署は財務課とする。

### IV. コンプライアンス教育及び啓発活動実施状況の報告

統括管理責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画に基づく実施状況を最高管理責任者に報告する。